厚 生 労 働 省
埼玉労働局発表
平成 27 年 6 月 26 日

担当	埼玉労働局労働基準部 健 康 安 全 課 長　布施武雄 主任労働衛生専門官　大鷲　亨 電話　048-600-6206

職場の安全パトロールを実施します

～　厚生労働省幹部が県内大手飲料品工場を巡視　～

厚生労働省及び埼玉労働局(局長　阿部　充)は、県内の労働災害死傷者が昨年大幅に増加したこと等の対応の一環として、全国安全週間※1に、厚生労働省幹部と埼玉労働局長が労働災害が多い荷物積卸現場の安全パトロールを、下記のとおり実施します。

※1　全国安全週間 ： 7 月 1 日から 7 日まで　　準備期間 ： 6 月 1 日から 6 月 30 日まで
　　スローガン ：「危険見つけてみんなで改善　意識高めて安全職場」

１．日　　時	平成 27 年 7 月 7 日(火)　　14:00～15:45
２．パトロール先	コカコーラ・イーストジャパンプロダクツ株式会社 埼玉工場・倉庫・配送センター 埼玉県比企郡吉見町下細谷 943-1　0493-54-2020
３．パトロールの概要	清涼飲料水の出庫の伴う荷役作業の安全対策を中心にパトロール
４．安全パトロール実施者	厚生労働省労働基準局長 同　　安全衛生部長 同　　安全課長 同　　埼玉労働局長 陸上貨物運送事業労働災害防止協会　専務理事 (公社)全日本トラック協会　常務理事　ほか

なお、本パトロールは、別添１のとおり全国安全週間及び準備期間中に厚生労働省幹部が実施する、職場の安全パトロールの一環として実施されます。

取材上の留意事項

（１）取材の事前申込みについて

物流倉庫等に入っての同行取材となることから安全確保等の観点で事前申込みが必要です。取材を御希望の方は、別添２の期限までに担当課までお申込みください。

（２）その他（スケジュール及び留意事項）

別添２の通り。

［ 別添１］　職場の安全パトロールを実施します（厚生労働省広報文）
［ 別添２］　安全パトロール（物流拠点）スケジュールについて
［ 別添３］　埼玉第 12 次労働災害防止計画のポイント
［ 別添４］　第８８回全国安全週間

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

別添１

報道関係者のみなさま

平成 27 年5月 28 日
【照会先】
労働基準局安全衛生部安全課
課　　長　　田中　敏章
主任労働災害防止計画推進官　西田　和史
課 長 補 佐　　小沼　宏治
(代表電話)03(5253)1111 （内線 5481）
(直通電話)03(3595)3225

職場の安全パトロールを実施します

厚生労働省では、第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度から平成 29 年度まで）の目標※1の達成に向けた労働災害防止のための取組の一環として、**全国安全週間**の**準備期間**※2に、重点業種に対する注意喚起と安全意識の啓発のため、下記のとおり、**安全パトロール**を実施します。取材をご希望の方は、別添の期限までにお申し込みください。

なお、６月下旬には大臣政務官による建設現場の安全パトロールを、７月の全国安全週間には物流拠点への安全パトロールを予定しており、改めてご案内いたします。

※１　平成 29 年までに、平成 24 年と比較して労働災害による死亡者の数及び休業４日以上の死傷者数を 15%以上減少させる
※２　全国安全週間：７月１日から７日まで　準備期間：６月１日から 30 日まで
スローガン：「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

記

１　製鉄所安全パトロール
⑴　日時　平成 27 年６月１日（月）13：30～15：30
⑵　パトロール先　ＪＦＥスチール株式会社東日本製鉄所・京浜地区（神奈川県）
⑶　出席者　土屋安全衛生部長、田中安全課長、若生神奈川労働局長、
関澤中央労働災害防止協会理事長　ほか

２　食品工場安全パトロール
⑴　日時　平成 27 年６月４日（木）13：30～15：30
⑵　パトロール先　ロイヤル株式会社・東京食品工場（千葉県）
⑶　出席者　田中安全課長、小野中央労働災害防止協会専務理事、
食品加工機械業界団体　ほか

３　取材上の留意事項

⑴　取材の事前申込みについて

建設現場等に入っての同行取材となることから安全確保等の観点で事前申込みが必要です。取材を御希望の方は、別添２の期限までに担当までお申し込みください。

⑵　その他（スケジュール及び留意事項）

別添２のとおり

［別添１］全国安全週間（準備期間）における安全パトロールの実施について
［別添２］安全パトロールスケジュールについて
［参考１］第 12 次労働災害防止計画（12 次防）について
［参考２］平成 27 年度全国安全週間

全国安全週間（準備期間）における安全パトロールの実施について

	実施日	実施者	業種・事業場等
準備期間（6月1日～30日）	６月１日（月）	安全衛生部長、安全課長、神奈川労働局長、中央労働災害防止協会理事長ほか	【鉄鋼業】ＪＦＥスチール株式会社東日本製鉄所・京浜地区（神奈川県）
	６月４日（木）	安全課長、中央労働災害防止協会専務理事、食品加工機械業界団体ほか	【食料品製造業】ロイヤル株式会社・東京食品工場（千葉県）
	６月２２日（月）	高階大臣政務官、安全衛生部長、安全課長、東京労働局長、建設業労働災害防止協会専務理事ほか	【建設業】六本木三丁目東地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（東京都）
本週間（7月1日～7日）	7月7日（火）	労働基準局長、安全課長、陸上貨物運送事業労働災害防止協会専務理事、全日本トラック協会常務理事ほか	【物流拠点】コカコーラ・イーストジャパンプロダクツ株式会社・埼玉工場（埼玉県）

別添２

安全パトロール（物流拠点）スケジュールについて

パトロール先

① 事業場名

コカ・コーライーストジャパンプロダクツ(株) 埼玉工場

（清涼飲料水の製造・配送等を行っている事業場）

② 所在地

埼玉県比企郡吉見町下細谷 943-1

パトロール日時　平成27年7月7日（火） 14：00～15：45

（スケジュール）

① 13：40 プレス集合時間（場所：守衛所前 ）

※ 受付は事業場において、13：30 から可能です。

③ 14：00 概況説明（CEJ 広報担当から ）

※ 記者席あり、ムービー・スチール撮影可、ペン記者可

④ 14：30 ～ 15：30（1 時間程度） 現場パトロール

※ 記者随行可、ムービー・スチール一部撮影可、ペン記者可

⑤ 15：30 ～ 15：40 講評（労働基準局長）等

※ 記者席あり、ムービー・スチール撮影可、ペン記者可

なお、上記終了後、ぶら下がり取材の対応は可能です。

※ 集合場所、集合時刻、取材範囲等は、現場の状況により変更されることがあります。

取材時における留意事項

事業場内では、厚生労働省職員及び事業場職員の指示に従うほか、以下の事項に留意願います。

1 パトロール時のカメラ撮りは可能としますが、以下にご留意ください。

① パトロールに同行している事業場職員以外の作業従事者に対する取材はご遠慮ください。

② 撮影は事業場に了解をいただいていますが、安全を確保するため事業場職員の指示に従ってください。

③ 撮影時に作業従事者が写ってしまった場合については、当該作業従事者の顔及び個人名が特定できないよう処理を行ってください。

2 パトロール時の取材は、事業場作業の妨げにならないよう十分にご注意ください。（なお、事業場では、①歩行帯を定めてあるので、それ以外のエリアを歩かないこと、②車路を横断する際には、一旦停止、左右指差呼称の励行にご留意ください。）

3 事業場内において生じたトラブル等については、各社の責任において対応をお願いいたします。

4 パトロール時のカメラ位置等については、同行する事業場職員と調整願います。特に作業が行われている周辺における撮影は、安全の観点から指定された場所以外での撮影はご遠慮いただきます。

5 腕章等プレス関係者であることを明示するものの着用をお願いいたします。

6 **現場パトロールに同行される場合は、ヘルメット及び蛍光ベストの着用が必要となります。**ヘルメットは、ご持参いただくか、貸出も可能ですので、ご希望の方は事前申込み時にお申し出ください。また、蛍光ベストは現地で貸出します。なお、靴は靴底が滑りにくく、動きやすいものを着用ください。

集合場所

現地集合としますので、指定の時間に直接お越しください。

駐車場は限られておりますので、極力公共交通機関でお越しください。

その他

安全確保等の観点から、取材には事前申込みが必要です。

※ 6月 30 日（火）15時（厳守）までに、次の連絡先までお願いします。

連絡先：健康安全課（048-600-6206）

別添３

埼玉第 12 次労働災害防止計画のポイント

「埼玉労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（５年ごとに埼玉労働局長が策定）。第 12 次計画の期間は平成 25 年度～29 年度。

現状と課題

□ 埼玉第１１次労働災害防止計画の目標達成状況

•死亡者数：45人（平成23年より増加）

•死傷者数：5,695人（休業4日以上の死傷者数をいいます。以下同じ。平成23年より増加）

埼玉第１１次労働災害防止計画の目標である平成24年において平成19年と比較して死亡者数の20%以上の減少（36人以下）、死傷者数の15%以上の減少（5,389人以下）について目標に達しなかった。

□ 労働災害、健康確保・職業性疾病の動向

・労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加
（特に社会福祉施設は過去5年で4割以上）

・死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、その割合が高い

・メンタルヘルス不調の予防や化学物質による健康障害防止等の重要性の高まり

計画の目標

◆ 労働災害による死亡者数を 20%以上減少

◆ 労働災害による死傷者数を 15%以上減少

【業種別の死傷者数（死亡者数）の推移】　（単位：人）

業種	平成19年	平成24年	災害増減率
建設業	997(11)	748(13)	-25.0%(+18.2%)
製造業	1,942(10)	1,486(15)	-23.5%(+50.0%)
第三次産業	2,208(13)	2,358(9)	+6.8%(-30.8%)
小売業	628	610	-2.9%
社会福祉施設	144	211	+46.5%
飲食店	168	184	+9.5%
陸上貨物運送事業	1,096(8)	1,001(7)	-8.7%(-12.5%)
全業種合計	6,341(45)	5,695(45)	-10.2%(0.0%)

ポイント①
重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開

（目標の例）

重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）

重点疾病ごとの数値目標（ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ対策取組率80%以上など）

ポイント②
第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント③
死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む

埼玉労働局・各労働基準監督署

労働災害、健康確保・職業性疾病の状況の変化に応じた対策の重点化

1 重点業種対策

①第三次産業対策
（特に以下の業種）

【目標】

小 売 業　死傷者数を20％以上減少

社会福祉　死傷者数を10％以上減少

飲 食 店　死傷者数を 20％以上減少

○事業者団体等とも連携を図って、安全衛生意識の向上、安全衛生教育、４Ｓ、リスクアセスメント（ＲＡ）の導入を促進

○小売業のバックヤード等の作業場を安全化、大規模店舗でのＲＡの導入

○社会福祉施設における腰痛、転倒防止対策を推進

○飲食店における安全衛生対策マニュアル等を普及

②陸上貨物運送事業対策
【目標】死傷者数を 15％以上減少させる

○安全対策ガイドラインよる荷役作業中の労働災害防止を徹底

○荷主等との作業分担を明確にしたモデル運送契約を普及

③製造業対策
【目標】死亡者数を 50％以上減少させる

○機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）に より、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止

④建設業対策
【目標】死亡者数を 35％以上減少させる

○足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進

○関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請

○解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

2 健康確保・職業性疾病対策

①メンタルヘルス対策
【目標】対策に取り組んでいる事業場の割合を 80％以上とする

○メンタルヘルス不調を予防するための教育研修・情報提供を実施

○取り組み方が分からない事業場への外部機関等を活用した支援を充実

○ストレスチェック等の取組を推進

○ポータルサイトを活用した職場復帰支援を促進

②過重労働対策
【目標】週労働時間60時間以上の雇用者割合を平成 23 年と比較して30％以上減少させる

○健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底

○休日・休暇の付与・取得を促進

○時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

③化学物質対策
【目標】危険有害性の表示と安全データシート（ＳＤＳ）の交付を行っている 化学物質製造者の割合を80％ 以上 とする

○危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進

○事業者の自主的な化学物質管理に資するため危険有害性の表示と安全データシート（ＳＤＳ）の交付を促進

④腰痛予防対策
【目標】腰痛による死傷者数を10％以上減少させる

○介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化

○介護機器の利用、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及

埼玉労働局・各労働基準監督署

⑤熱中症対策 【目標】 5年間合計の熱中症による 死傷者数を20%以上減少ささせる	○熱中症を予防するため夏季に至る前の早い時期に建設業等の屋外作業の業種を中心に熱中症防止対策を周知
⑥受動喫煙防止対策 【目標】受動喫煙を受けている労働者の割合を 15%以下	○受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発を実施 ○事業者に対する効果的な支援の実施 ○「受動喫煙防止対策助成金制度」の活用促進

3 業種横断的取組

①リスクアセスメントの普及促進	○中小規模事業場への導入促進 ○建設業の元方事業者と関係請負人の役割に応じたリスクアセスメントの実施促進（「三大安全宣言運動　埼玉」の普及促進の支援） ○労働衛生分野においても化学物質取り扱い時のリスクアセスメントの促進
② 高 年 齢 者 対 策	○身体機能低下に伴う労働災害防止対策 ○定期健康診断結果に基づく事後措置の適正な実施など基礎疾患等に関する労働災害防止対策
③非正規労働者等の対策	○雇い入れ時教育と健康診断の実施の促進 ○非正規労働者が混在する労働現場における労働災害防止の責任の明確化
④安全衛生意識高揚の促進	○経営トップの安全衛生意識の高揚 ○不安全行動と危険感受性向上のための取組
⑤労働災害防止団体等の活動支援	○労働災害防止団体等の活動支援 ○埼玉産業保健推進センターと地域産業保健センターの活用の促進 ○業界団体との連携、特に、第3次産業関連の事業者団体や関係行政機関との連携 ○安全衛生分野の専門家の活用、特に、労働安全衛生コンサルタント会等の専門機関の活用の促進、安全衛生専門家会議の活用の促進 ○労働安全衛生総合研究所の活用

4 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

除染電離則に基づく適正な作業の確保	○埼玉県等と連携して、請負業者（特定元方事業者）に対し除染電離規則及び同ガイドラインの周知を図る。 ○除染作業に携わる労働者の放射線障害防止対策を実施する。

埼玉労働局・各労働基準監督署

別添４

第88回 全国安全週間

期　　間：平成27年7月1日（水）～7日（火）

【準備期間：平成27年6月1日（月）～30日（火）】

（スローガン）

危険見つけてみんなで改善
意識高めて安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。

労働災害のない、安心して働ける職場は、働く誰もが求めるものです。それぞれの事業場において、労使が協調して行われているいろいろな取組の積み重ねにより、労働災害が長期的に減少していることはご存じのとおりです。

しかしながら、平成22年以降の5年間のうち4年間は、労働災害の発生件数が前年を上回っており、特に平成26年につきましては、上半期に前年同期を大幅に上回る緊急事態となりました。このため、8月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」を実施し、上半期の増加分を挽回しきれなかったものの、下半期の実績は前年同期を下回りました。

平成27年につきましては、緊急対策による労働災害の減少傾向を継続し、労働災害の発生件数を何としても前年を大幅に下回ることを目標にしています。厚生労働省におきましても、これまでの重点業種ごとの対策に加え、業種横断的な対策として、1月には「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、5月には交通労働災害防止対策を展開しています。

皆様の職場におきましても、「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」のスローガンのもと、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じますとともに、職場で働く一人ひとりの安全意識を高めて、安心して働ける職場づくりを達成いただくようお願いします。

主唱　厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
　　港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成27年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成 27 年度全国安全週間実施要綱について

①全般的事項

・安全衛生管理体制の確立
・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
・自主的な安全衛生活動の促進
・ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト２０１５
・交通労働災害防止対策 など

②業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

（１）製造業における労働災害防止対策

・機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
・災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化 など

（２）建設業における労働災害防止対策

＜一般的事項＞

・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
・足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
・事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮 など

＜東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策＞

・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用 など

（３）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
・荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施 など

（４）第三次産業における労働災害防止対策

・安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施

（５）林業の労働災害防止対策

・車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
・間伐作業での安全対策の徹底 など

（６）石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

・化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
・特に改造・修理等の非定常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認等

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html
中央労働災害防止協会	http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html
あんぜんプロジェクト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/
職場のあんぜんサイト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署